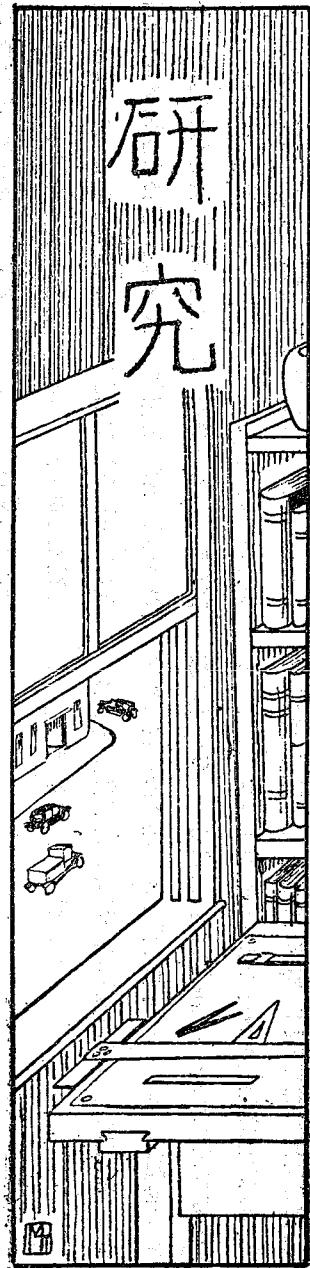


私は前號に於て交通取締令制定の必要なる所以を概説し
た。今本稿を草するに當つて、便宜上茲に其の趣旨を要約
すれば。現行の道路取締令は實施以來既に十年の歲月を閑

し、其の間道路改良の計劃的進歩發達と相俟つて道路交通
機關特に自動車の異常なる激増を見たる今日に於ては、到底
之が完全なる取締を期待し得ないと思はれるから、此の

武井群嗣

街路交通取締の原理



的に之を統一綜合し且その名稱も交通取締令と改めたい、
と云ふのである。私は此の見地に立つて新に制定せらるべき
交通取締令に規定すべき事項の二三をも附記して置いた
が、その孰にも皆私見にして且未定稿であることは言ふ迄
もない。

道路交通事故特に自動車に基因する人的及物的の損失
は、現代生活に於ける浪費中最も顯著なるものゝ一である
が、此の現象は眞に世界的とも謂ふべく、従つて地球上に存
在する自動車の約九割を占有すると稱せらるゝ米國に於て
特に其の然るを見るのである。茲を以て、米國商務省は曩に
檄を飛ばして街路及道路に於ける交通の保全に關する全國
會議を開いて、銳意是等の損失を未然に防止するの對策を

煩を避けるが、當時本準則案を作成する爲の委員會に於て
は道路交通に關係ある個人又は團體より幾多有益なる意見
の提出を見て、互に論難攻究を遂げたことは言ふ迄もない。
私は夫れ等の記錄を通讀し、就中全國自動車商業會議所よ
り提出したるものを見るに及んで、假令國土人情風俗又は
制度施設を異にする國のそれであるとは言へ、我が國の交
通行政當局者の採つて以て参考に資すべき點が尠くないと
信ずるので、茲に若干の私見を加ふることを敢て爲しつゝ
其の要項を採録しやうと思ふ。

二

一 「進め」を目標とすること。

講ずる所あり、昨年の會議に於ては初回以來の懸案たる街
路に於ける交通の取締に關する統一的條例の準則を設くる
に至つた。其の條文及之を制定するに至るまでの経過の概
略等に就ては、既に本誌に於て之が紹介を試みてあるから
(第十卷第十號及第十一號参照)、茲にそれを再びするの

幾多の交通事故は當局官憲が交通の目的を助成すること
なく、却て之が抑壓的手段を講ずるに因りて惹起せらるゝ
場合が多い。依つて、交通取締を策するに當りては須く進
め」を以て其の目標と爲すべきである。蓋交通を統制して
其の保全を圖るの目的は、畢竟人馬の通行及貨物の輸送を

安全圓滑且迅速に行ふことに在るを以て、如何に車馬の輻輳する街路と雖交通行政の當局者は是等の交通を抑制することに努力することなく、常に之が進行の促進に全力を傾倒すべきである。交通に停滞を生ずれば則ち事故の發生を誘ふことになるのであるから、交通取締の原理は偏に「進め」を以て其の標語と爲し、諸般の規定は總て之より出發して適切妥當に定められなければならない。

二 街路交通圖を作成すること。

幅員及路面の状況をも表示せる街路は勿論公園及廣場の配置をも記載したる市街圖は交通を統制して巧妙なる運輸計畫を樹立する爲に必要缺くべからざる資料である。固より都市に於ける交通の状勢は時に依り處を異にするに従ひて自ら差別あるを免れないけれども、自然の交通が其の之を爲す街路其の他の交通箇所の情況に支配せらるゝことは疑ふべからざる所なるが故に、都市に於ける交通の保安を圖らんとせば、先づ完備せる市街地圖を作成し、之を参考として全般に亘る對策を攻究することが肝要であらう。

三 交通調査を完成すること。

交通統制を行ふに先ちて考慮せねばならぬことは、異りたる一日又は一日中の數時間に於ける交通の統計的調査を各主要街路に於て實施することである。交通整理の手段方法は國に依り都市に依り又人に依りて夫々異なる所あるべきは勿論であるけれども、其の斯く異なる施設の採擇せらるべきは、根本の理由は偏に交通の状況に基因するのであつて、交通の實際は専ら計畫的に行はるゝ交通の統計的調査に依りて之を知るの外はない。由是觀之、完全なる交通統制は完全なる交通調査に據つて始めて期待し得らるゝものなることを忘れてはならないと思ふ。

四 事故の記録を保存すること。

交通を統制して其の安全圓滑及迅速を期せんが爲には、一面に於ては交通事故に關する調査を怠つてはならぬ。蓋、發生したる事故の調査によりて其の原因を知ることを得べく、之を参考として將來同種の事故の發生を未然に防止することを得るからである。斯かる意味に於て事故の調査は

貴重なる事故防止の資料であるから、之が調査に當りては努めて其の原因を探究すると共に、之が記録を保存して將來の必要に供するの用意あることを要するは勿論であるが、其の記録を爲すに付ては特に注意を要し、事故を其の原因又は結果によりて分類するは勿論、更に之を街路の状況に對照して分類し、以て交通の實際を知るに便ならしめなければならぬ。因より事故の分類は截然と之を爲すことの不可能なるものも尠からず存するが、是等は相關聯するものを其の各部分に偏入して相互の参考に供するの注意あることが肝要である。

五 都市計畫を樹立すること。

形式的の發展を希望し若は實質的の發達を切望し又は此の兩者を併せ熱望する都市に在りては、先づ其の都市計畫を樹立することが緊要であるが、此事は都市に於ける交通の保全を期する上に於ても亦是非共實行を遂げなければならぬ問題である。蓋、如何なる都市と雖その交通の保全を希望せざるものではなく、又交通の保全を期することを得

る都市こそ其の繁榮を望み得るものであるから、都市計畫を樹立するに當りては必ずや都市に於ける交通の保全を其の重要な項目の一に數ふることを要する。是れ即ち交通統制の見地より都市計畫樹立の促進を希望する所以に外ならない。

六 児童の遊戯場を設備すること。

都市に於ける人口の凡そ三分の一は児童であるが、是等の多數は若し彼等の爲に遊戯場の設備なきに於ては自ら街路に出でゝ交通の妨害となるべき遊戯に專念するを常とするものである。抑も遊戯場の児童に於けるは恰も街路の成人に於けると同じく共に彼等の活動する場所であるから、街路交通の保全を期せんが爲には街路の設備を完全ならしむると共に是等児童の爲に遊戯場を完備して交通の危險より之を保護することに心がけなければならぬ。米國に於けるデトロイト、ロサンゼルス、ジャクソンビル、スプリングフィールド、ボストン其の他の都市は孰も廣大にして完整せる遊戯場を有つてゐるし、我が國に於ても復興後の

帝都などには相當之に關する施設を整へたやうであるが、其の他の地方都市に至りては今尙言ふに足らざる状況に在るもの如くである。因に、交通保全の見地よりすれば、児童の爲に施設する遊戯場は大面積のものを少數有するよりも、小面積のものでも之を多數に所有することが最も望ましいことは言ふ迄もあるまい。

七 交通委員會を設置すること。

交通の保全を期するが爲には道路を使用する交通機關の統制を圖らなければならぬが、之と共に道路を使用又は占用する軌道、水道、電氣、瓦斯等公共事業の爲にする工作物に對する統制をも爲す必要がある。然るに是等の機關又は工作物の經營者は多數に分れ、之が監督取締を爲す官廳も亦多方面に涉るので、實際の場合に於ては到底道路管理者の一存を以て容易に統制の目的を達することはできない。依つて、交通の取締をして遺憾なからしむる爲には、道路を使用若は占有する事業其の他直接又は間接に道路交通に關係を有する官公署及學者事業家の代表より成る交通

委員會を組織すること彼の倫敦交通法に於けるそれの如く又はロスアンゼルス其の他の米國諸都市に於けるそれの如くなることが最も有效適切であると信ずる。而して此の種の交通委員會は中央に之を設置するの外、各都市毎に其の地方委員會を設置するの必要あることは疑を容れぬ所である。

八 交通取締規則の徹底に努むること。

何れの法令規則でもさうであるが、特に交通取締に關する法令は其の趣旨を民衆に理解せしむることに努力する必要の切實なるものがある。言ふ迄もなく、交通の取締は交通の安全 圓滑及迅速を期する爲に行ふのであつて、畢竟市民の安寧福利を増進するが爲に道路の使用を禁止若は制限することあるに外ならないのであるから、交通の取締に關する諸規則は總て市民の實生活に關する問題であり、又市民の理解に基く實行が之に伴はなければ、その效果を收め難い事柄である。従つて、交通取締に關する法令を制定するに當りては、先づ以て市民の諒解を求める意見を聽き、

之を實施するに當りては周到なる注意を以て其の主旨の普及徹底に努むる所がなければならぬ。學校其の他の場所に於て生徒其の他の多衆を教育又は訓練するが如きは最も有効なる方法の一であらう。

九 交通違犯の制裁を特設すること。

道路交通の取締は現今に於ける警察行政の一部となつてゐるけれども、其の實體を精察すれば、寧ろ道路行政の部門に屬せしむべき事項が多きを占むるのみならず、路政當局に於て道路の施設と共に之を統制してこそ其の効果を擧げ得らるゝものであると思ふ。此のことは前號に於ても一言附記した所であるから、茲に之を再びせぬ積りであるが、之と關聯して考ふべきことは、交通取締に關する法令に違反したる者に對する制裁である。現行法令に於ては道路取締令違反の罪は他の一般刑罰法令のそれと異なる所はないのであるが、市民の交通事犯に對する態度は他の一般犯罪に對するそれと自ら異なる所あるべきを以て、此の事實に則する取締違反の制裁を考案し且事件を可及的迅速に處理する

ことが交通の保全を期する上に極めて肝要である。米國のワシントンに於ては交通整理の權限が警察の手から離れ主として交通技師の手によりて運用され而かも其の成績は良好であると云ふし、其の他の都市に於ては都市警察當局の手に依るを通例としてゐるが、此の場合に於ても交通取締違反に對する制斷は一般犯罪に對するものと區別せらるゝものの如くである。

我が國の制度として都市又は其の首長に警察權の一部を付與すべきや否やは攻索を要する重大問題であらうけれども、假に之を爲し得るものとせば交通警察の如きは之に該當するものの一部であらう。又之を別の見地から論じて交通警察の權限を路政當局に付與することも考へられぬことではない。が然し、其の何れにするも、交通取締に關する法令に違反したる者に對する制裁は、偏に交通保全の目的を達成するの見地に立つて之を設くることを要し、必しも一般刑罰法規に於ける制裁の方法に従ふことを要するものではないと思ふ。

三

前項に列舉した事項は専ら交通取締の總則的原理に屬するものであるが、次には交通整理の施設中最も重要なものの一たる交通整理の爲にする標識又は信號に關する事項を列記しやうと思ふ。

一 交通標識は明瞭にして且統一的なることを要する。

交通標識を設くるに當つて其の様式に一定の標準を置き且之を明瞭ならしむることは幾多の利益を齎すものである。何となれば、通行者特に自動車の操縦者は一定標準の下に造られたる標識ある場合に於ては其の形狀、大小、色彩、符號又は警戒語に依つて速に其の何たるやを覺知し安全じて交通を爲し得るが反之交通標識に何等の標準も與へられざる場合に於ては自ら種々雜多なる標識を生ずるに至り、操縦者は一見して其の何たるやを認識するを得ず、幸に之を認識し得ても更に其の都度一々之を注視して後初めで判断を加ふることを要し、遂には交通標識存在の理由を

滅殺し交通保全の目的を達成し得ざるに至るは疑のない所であるからである。然らば模範的交通標識たるには如何なる條件を具備するを要するかと云ふに、是に就ては實て本誌上に之を紹介したことがあるから、茲には總て省略することとしたい（第八卷第八號参照）。

二 交通信號は毎時千以上の通行車馬ある場合に之を必要とする。

米國に於ける權威ある意見に依れば、赤及綠の二色又は「進め」「止れ」の信號は毎時一千以上の車馬が交叉點の双方より往來する場合に非ざれば其の必要なし、との結論に達してゐるが、交通を整理する爲に行ふ最初の信號には、要するに黃色燈を使用することが望ましい。之れ即ち「注意」を意味するものであるが、後にも述ぶるが如く之を使用することは必ずしも必要でなく、寧ろ綠及赤の二色又は「進め」「止れ」の二種を使用するだけで差支ない。唯、斯かる三色又は二色の信號に依りて斷續的に交通を整理するときは、

杜絶し交通本来の目的に添はざるやの現象を呈することとなる。

三 遅次信号燈の制度は最善の施設である。

交通量毎時一千を著しく超過せざる街路に在りては、同色の信号燈を各所遅次的に表示する制度が最も圓滑に交通を整理することとなる。即ち各交叉點に於ける信号が一定時の間隔を以て常に同一の色又は文字を表示する如く交代せらるゝときは、綠色又は「進め」に依つて行進する車馬は常に毎時二十哩の速度を以て各交叉點を故障なく通過することを得るに至るべく、又各車輛は互に伍を成し各伍は相互に其の間を横切りて十文字に通行する結果を齎し、街路に於ける交通は極めて圓滑に行はるゝであらう。現にシカゴ市に於ては多數の交叉點に設置せる信号燈を一定時の間隔を以て電氣装置に依りて遅次的に交代せしめ、其の成績の見るべきものがあるとのことである。

四 最後の解決方法は立體交叉である。

毎時の交通量一千五百以上に達する極めて繁雜なる交叉

點に於ては、該個所の地下又は地上に於て別に一線の公道を設備することが最も經濟的である。此の方法に依るときは兩者共常に間断なく交通の用に供せらるゝことは言を俟たない。此の種の立體交叉は最近に至りて俄にシカゴ、ピツツバーグ、デトロイトその他の都市に採用せられ之が建設を見るの状況であるが、近時歩行者の爲にする地下道も亦特に學校所在地附近の地點に設けらるゝに至り、斯くて一般公衆が街路を横断する場合に遭遇する危険を減少することとなつてゐるのは喜ばしき現象である。

五 總ての轉向は綠色燈に依つて行ふべきこと。

「進め、止れ」の信号が使用せらるゝ現今的情勢に於ては、總ての轉向は綠色燈の表示せらるゝを待つて行ふを常例とする（一方交通の行はるゝ街路を除く）。尤も、此の方法に依るときは、右側通行主義を採用する都市に在りては、車馬が左轉向をなす場合には前方より來らんとする他の車馬の面前を過ぎることとなるし、右轉向を爲す場合には歩行者の通路を横断することとなるので、相互に不便を感じずべ

き筈であるが、米國に於ける實際を見ると、斯かる轉向が何等の障害もなく實行されつゝあるものの如くである。夫は兎に角、左轉向にせよ又は右轉向にせよ、之に直面する者は相互に注意を拂ふことが肝要であつて、特に轉向せんとする者には之に關する注意の義務があるものと解しなければならない。

六 緣石線信號燈を配置すべき場所。

交通信號用の燈火には諸種の型式があつて、その數凡そ五十種にも及ぶ状況であるが、交叉點に於ける四隅の各縁石線上に燈火を配置することは交通保全上有効なる手段と認められる。蓋、此の地點に斯かる信號燈を設置するときは、各方向より進行し来る車輛に對して著しき便宜となるのみならず、歩行者に對しても亦容易に之を認識することを得しむるの利益があるからである。

七 「進め・止れ」の信號には一色式を使用するを可とする。

交通整理の信號を設備するに當りて赤及綠の一色式を以てすべきや又は之に黃色を加へたる三色式となすべきやに

就ては學者及實際家の間に於ける議論が區々に岐れて今尙定説あることを聞かない。而して、昨年制定されたる米國の都市交通取締條例の準則に於ては三色式の交通信號を推奨せんとするものの如くであるが、而かも一色式信號を敢て排斥する事もなく、剩へ之を採用する場合の規定をも設けてある(第十卷第十號参照)。翻つて、自動車商業會議所の意見を見るに、交通整理信號としては赤及綠の一色に依るを可とし、琥珀色又は黃色の信號は唯注意を喚起する場合にのみ之を使用すべきものとしてゐる。而して、青赤二色の交代する中間に黃色を加ふることは多くの都市に使用されてゐるけれども、右は却て事故を惹起するの誘因を作るものであるから、寧ろ兩色の交代する間には瞬時間燈火を滅する方が有效であると主張してゐるのである。

一色式か三色式かの問題は本場の米國に於ても今尙議論があつて互に其利害得失を論難攻撃してゐるの状況であるから、我が國に於ても交通統制に關係する者は、須く此點に關する實際的研究を重ねるの必要があるものと思はれる。